「障碍保障制度」の確立を！！

SSKA増刊 障教連だより

ひとすじの 白い道

第8号　1995年2月発行

「障碍」を持つ教師と共に・連絡協議会　編

1971年8月7日第三種郵便物認可　毎月1の日、6の日発行
発行所　SSKA増刊通巻第2361号　1994年12月28日発行
東京都世田谷区砧6-26-21　身体障害者定期刊行物協会

すべてのものは、平等にその生きる権利を有する。従って、対等に働く権利を有する。この観点に立ち私達は、対等に働ける事が当り前の社会を確立する為に歩む。

「障」教　連だより

ひとすじの

白い道

第8号　1995年2月

障教連

編集:「障碍」を持つ教師と共に・連絡協議会

〒183 府中市朝日町1-15-26大葉方

新設専用電話・FAX
0423-36-7012

郵便振替 00120-6-707824

◆連絡先◆
代　表：大葉　利夫　0423-36-7012
事務局長：宮城　道雄　048-797-1323
副代表：尾崎　裕子　0427-29-1293
荘田　美智子　03-3751-3136
的野　碩郎　0423-81-2534
斎藤　昌久　03-3925-4656
新潟：栗川　治　025-262-3678
京都：辻　範子　0775-24-7086
兵庫：三宅　勝　0798-36-2895
福岡：古賀　ｱｷ生　0942-32-8551

定価 300円

障教連便り

白いひとすじの道　　第８号

目次

1

巻頭記　「寛容の心」を教育の場に―障害を持つ教師も共に働きたい　2
斎藤　昌久

軌跡　１９９４年９月～１２月　5

都教委交渉経過報告　10

資料　（資料の目次はとびらに記載しました。）　13

焦点　「障教連にとっての学習会」　的野　碵郎　30

スクランブル　33

◎細い道　その１
1989年4月から1994年6月18日まで　斎藤　孝良　34

◎会員になって　宮澤　梅二　43

◎目の黄斑部変性症になり気持ちが落ち込んだ私　大林　昇　44

◎日溜まり　若松　皓輝　45

◎私と障教連　桑原　崇　46

編集後記　宮城　道雄　48

巻頭記

「寛容の心」を教育の場に ― 障害を持つ教師も共に働きたい

城北学園　斎藤　昌久

昨年１２月２５日の障・教・連の「忘年旅行会」で熱海に行ったときに、しばらくぶりに大葉先生も元気な顔を見せて、夕食をとる前の開いている時間を利用して、自己紹介を兼ねて現在の状態をそれぞれ思いつくままに話をしたときのことです。

それぞれに障害を抱えて、職場のなかで闘っている人が多いので、やはり苦しい状況が吐露されるのが自然の成り行きだと思っていたが、そのあたりは、旅行で気心をほぐしにきた人達の前であまり悩みをぶちまけて雰囲気を悪くしたくないという気配りを、それぞれがで働かせたせいか、楽しい話に花が咲いた。私はこんな話をした。「自己を解放する場や時間を必ず一週間に一度は持つことにしているが、それが、『障・教・連』の都教委交渉の日と重なることが多く、この頃は思うようにストレスを解消できないこともあるのだが、『嘘も方便』とばかりに、何とかこじつけて用事を作りだして自分の時間を確保する。」私の「方便」の宛て先は宮城先生（事務局長）である。話しながら宮城先生の顔色を伺うと、何とも言えないというような顔つきをされていた。しかし、いつもというわけにはいかない。その節度はわきまえていなければならないが、ストレスの時代と言われる現在、障害者は特に独自のストレス解消法を身につけておきたいものだ。

今年度は、本会の大葉代表をはじめとして数人の会員が職場異動のカードを提出していて、その実現が強く望まれるが、都教委に交渉の度に、障害者の通勤の危険性や持ち時間軽減、学校事務の適正配慮を優先するように申し入れているが、公平原則が崩れるという理由で、なかなか首を縦には振ってくれない。都教委の権限の範囲内で適切な措置が取れるはずだと思うのだが、現場の校長がこの人事に関してはかなり強い発言力を持っていて、障害を持つ教師を受け入れようとはしない。障害保障の観点が教育現場に定着する日は一体何時のことになるのかと気が遠くなるような思いである。だから、余計に障害者の自立を促し援助する制度が必要なのだ。欧米では障害者が生活していく上で、支障がないように、街の道路なども一定の配慮がなされ、教育の中でも、子供たちが弱者に対する思いやりを自然に持つようにカリキュラムが組まれている。例えば、普通の子供が何日かに一回は車椅子に乗って学校に通学して、

車椅子の生活を体験することによって、障害者の目の高さでものを見ることができるように指導している。

自立することを障害者に要求する前に、日本では、障害者を普通のものとは違うもの、劣っているものという見方で、排除していく方向を取るか、過保護にして、自立を妨げるかのいずれかの場合が多い。私自身、視覚障害（４級）と聴覚障害（４級）で職場復帰して５年になるが、未だに授業を持たせてはもらえない。理由は、生徒とのコミュニケーションができないから、というのだが、どうしても納得できないのだ。そこで、来年度は補装具だけでも、学校側に保障してくれないかと要求して、教科主任に依頼しても、「自分で買ったら？」「自分で用意したら授業をさせてくれるのか？」と聞くと「それは分からない」という答えしか返ってこない。これでは、耳が悪いから授業は出来ない、と初めから排除していると考えられる。また、一方では、「うちの生徒は、功利的だから、先生が生徒の質問を正確に摑まなければ無視して、まじめに授業を受けない」と生徒のせいにして、排除をする。どこで、誰が教育しているのかを疑いたくなるものの見方を恥ずかしげもなく言うのだ。

障害者だから今の職場に生き残れるという考え方が、障害者の側にあるとすれば、あるいは、そのように思われるとすれば、それは、私たちも大いに反省しなければならないが、今の教育現場（公立、私立を問わず）が、知識教育最優先で、生徒が社会で何を必要とし、どの様にものを見、考えていくか、そしてそのノウハウ(KNOW-HOW)を省みない教育が行われているために、生徒が教室の掃除ひとつ満足に協力してやることができないような、高校生になっても幼児並の生活精神発達度に甘んじているのではないのか。今年（1995）は「国連寛容年」でもある。民族紛争、部族対立、飢餓と貧困など諸問題を解決するための基本的視座として提起されている「寛容」は決して、ただ「やさしい心」でこれらの諸問題に対処することを要求しているものではない。むしろ、「厳しい姿勢で対処し、言うべきは言う」を基本姿勢にして、世界で話し合って合意が図られたことは、誠意を持って実行し、自立を促す姿勢である。

障害者に対する姿勢もこうあってほしいものだ。人間は平等であることを教室で教えながら、職員室では障害を持つ教員に対して排除の論理を振り回すのでは、教育が実り多いものとはなるまい。

障害者自身も、この寛容の心で交流を図らないといけないのだが、職場であれこれの嫌な経験をすると、心穏やかではいられないことが多い。障害者同志の間でも、お

互いに相手の弱点を見て、個性や特性を見ようとすることができない。私たち障害者も、アメリカの学校の車椅子体験学習のように、それぞれの障害者の困難を学習することが必要なのではないだろうか。先日、視労協の的野さん、宮城さんと私で話す機会があった時に、手話をみんなで学習することが必要ではないか、ということになった。最近、「障・教・連」に聴覚障害者の会員も加わるようになってきて、視覚障害者とどのように交流したらよいか戸惑いを感じることもあって、宮城さんも、点字だけでなく、手話も習得しておく必要を感じていると話していた。

「ノーマライゼイション（完全参加と平等）は教育現場から」を合言葉に結成された「障・教・連」の会員が職場の困難を乗り越えるためには、会員がお互いに寛容に心で、お互いに深く理解し合って交流し、しっかり支え合っていくことが、何よりも大切であると思う。その手段として、視覚障害者の言語とも言うべき点字や聴覚障害者の手話などを学習して、「障・教・連」のネットワークを広げ、充実していきたいと思うのだが、会員の皆さんは如何お考えでしょうか。

軌　跡

□ 1994年９月～１２月

□ 都教委交渉経過報告

軌跡 －９４年９月～ ９４年１２月の動き

宮城　道雄

今回は９４年９月から９４年１２月までの活動の報告をします。

１．前進

（１）署名、都議会と文部省へ提出

７月に障碍保障制度確立に向けた６万６千の署名を添えて都議会議長に請願を提出したのに続いて、９月には、岡崎文部政務次官に１１万６千の署名を提出した。これらは朝日新聞やＮＨＫに取り上げられて世論を喚起して、問題提起が出来た点は一定の成果といえる。さらに、都議会においては、厚生文教委員全員に対して請願の審議促進の要望書を送付したり、３日に渡って各会派の議員に面会して署名に関する理解を求めたことで、議員に「障碍保障」についての認識を深めることが出来た。

（２）都教委交渉継続する

１０月２５日、１２月１３日の２度の交渉と電話での話合いにおいて、次の２点が確認された。

第１は、大里問題に係わって、榎本管理主事の話では、来年度は要配慮教員制度の適用から外し、教員定数の中に入れるということだ。二重障碍であっても定数内に戻れることが確認された。このことの意義は大変大きい。一昨年、障害者基本法が成立するなど、この３年間の障害者を取り巻く情勢の変化と、会の署名提出や粘り強い都教委交渉の結果として、都教委は障碍者を排除できない状況が生じて来ていることを示していると言えるだろう。

第２には、文部省は雇用促進法の公立学校への適用を「特別規定」を設けて除外していたが、９４年度からそれを撤廃した。そして今後５年間の雇用計画を作って労働省に提出したことが交渉の中で明白になった。この事実は大変重要なことなので、大々的に宣伝をする必要がある。

（３）辻問題で京都市教委交渉

辻さん（京都市立滋野中勤務）問題に係わって、京都市教委と初めての交渉を持ち、京都府教委に対しても要望書を提出した。これらの取り組は教育委員会交渉を含めた会の活動範囲が関東から関西にも拡大したことを示している。署名活動を通して、会の活動が各地に浸透しつつあり、孤立して点在する当該者が、会を知って加入してくる事を考えると、行政交渉が今後各地に拡大して行く端緒であろう。

（４）様々な障碍を持つ教員が会に加入

９、１０、１１月の定例会は心臓疾患、リュウマチ、難聴、視覚障碍等、様々な障碍を持つ教員が集まり、熱心に自らを語り、情報交換が行なわれた。あらゆる種類の障碍を持つ教員の運動をやるという会の主旨が広まった結果である。

２．課題

（１）一人一人の当該者が各教委へ要望を提出して行こう。

個別問題の解決の為の行政の対応策の蓄積こそが「障碍保障」の制度化につながるという原点に立って、各教委交渉を行なおう。

新会員を含めて、当該者の問題点をまとめて要望として各教委へ提出して、交渉を粘り強く行なわなければならない。東京都の今後５年間の雇用計画に「障碍保障」を実質的に盛り込んで行く必要がある。都教委としては明確に拒否しにくい有利な状況を生かして行こう。

（２）連携出来る組織と協力関係を深めよう。

署名は提出はしたが、採択されるまでになっていない。今後も一層の主旨の浸透をはかることが必要である。あらゆる機会を通して、連携出来る組織に働きかけて協力関係を深めて行こう。

（３）様々な障碍を共有化して運動を進めて行こう。

署名による運動の広がりと共に、視覚障碍の他に聴覚障碍や内部障碍等、様々な障碍を持つ者が会に集まってきている。視覚においてもその障碍の段階は色々で、お互いの障碍をしっかりと理解することが重要な課題である。常に相手を思いやり、充分な障碍理解と意志疎通を図らなければならない。定例会における点字や手話の学習や、それぞれの障碍における授業方法の交流等をやる事も必要だ。教師としては授業方法をきちんと確立した上で、自信を持って運動を進めなければならない。

（４）組織的に動ける会にして行こう。

会の広がりにともない、これまでの成果の上に立って、東京における行政交渉をさらに積み重ねると共に、京都や埼玉等各地において、個別の問題解決と障碍保障実現の為に各教委交渉を行なう必要がある。会は個別問題をしっかりと担いきる力量を持たなければならない。そのために運営部の活動を活性化して行こう。

３．会の動きと日程

■９月
０３（土）運営会議
０４（日）辻問題担当会議
０７（水）文部省、岡崎政務次官へ署名提出
０９（金）京都市教委交渉
１７（土）定例会

■１０月
０１日（土）運営会議、都障福
０８日（土）臨時運営会議、都障福
０９日（日）担当会議
１０日（月）担当会議
１２日（水）京都府教委へ要望書（辻問題）送付
１５日（土）定例会、飯田橋セントラルプラザ３Ｆ

１８日（火）都議会厚生文教委員への署名審議促進依頼文送付
２５日（火）都教委交渉
２９日（土）まとの治療室開業祝賀パーティー

■１１月
０５日（土）運営会議、都障福
０６日（日）９４東京「障害」児教育研究集会
７（月）京都市議河上氏に辻問題支援依頼（電話及び書簡）
１５日（火）榎本管理主事から電話連絡
１９日（土）定例会、中野区民集会室
２１日（月）都議会回り
２４日（木）都議会回り
２９日（火）都議会回り

■１２月
０３日（土）運営会議、都障福、
１３日（火）都教委交渉、都庁２８Ｆ
１７日（土）忘年会、大宮公園、ぼんさい亭にて
２３日（金）聴覚障害教職員懇談会参加
２５、２６日（日、月）熱海忘年旅行

都教委交渉の経過報告（94・10~12）

【１０月２５日】

出席：井上人事計画課係長・奥村職員課係長　障教連６名

（１）労働省から障害者の雇用促進に向けて採用計画を出すよう要請があり、文部省では１１月９日に全国の担当者を集めて会議を持つ予定になっていることが明らかにされた。具体的には雇用率を２％に近づけるための方策を都教委としても新たに検討し始めていること、新規採用が中心にはなるが、中途障害者の問題も不可分であり、検討の中身には私たちが求めている「障碍保障制度要綱」の内容も含まれるとのことだった。

（２）次年度の予算要求の中に「障碍保障」に係わる予算を含めることについては、別枠で要求はしていない、全体の予算枠の中で、個別の必要性に応じて増額申請があれば、別途措置することになるという回答だった。

（３）異動要綱の中に「障碍がある場合」は優先して異動ができるように盛り込んで貰いたいという要望については、「保育」等と同様に「配慮事項」には当然なり得ることなので、所属長を通じて個々の事情をきちんと上げるようにという、これまで通りの回答だった。異動担当者に直接会うことについても、現在のルールでは認められていないというものだった。

（４）大葉さんの要望について

現在、採点は自費でアルバイトを頼んでおり、教具の作成等もボランティアに協力して貰っているが、それらを公費で保障するよう要望した。都教委の回答は、公費での支出は現状では困難であり、制度として人的配置を検討していく中で問題解決に当たりたいとのことだった。補助機材の購入、異動に関する要望については上記（２）（３）の回答に同じ。

（５）大里さんの来年度の配置について

担当の榎本管理主事が出席していなかったため、後日、事務局長の宮城宛に電話で連絡して貰うことになった。

（６）栗原さんの来年度の異動問題について

慢性関節リウマチの障碍により担任を受け持つことは困難なので、家庭科専科での異動と、異動先については自転車で通勤可能な地区を要望した。都教委からは、個別の事情を記した書類を添付するなりして、校長を通じて都教委に上げて貰いたいと話があった。

（７）大野さんの要望について

品川区立伊藤小学校で図工科専科担当。心臓弁膜症のため遠足等の学校行事に参加出来なくなったことに対して一部の同僚から嫌味を言われたり、障碍の状況を校長から他の教員に説明してくれるよう要望してもなかなか理解が得られないことなど、周囲の意識の遅れが障碍者を精神的に苦しめている実態を訴えた。障碍を持つ教員への配慮に関して、管理職への指導、ガイドラインの作成など都教委としての対応を要望した。

【１２月１３日】

出席：小田原職員課長・井上人計課係長・奥村職員課係長　障教連１０名

（１）公立中学・高校の教員は、これまで障害者雇用促進法で定められている採用計画を作成する対象職員から特例として除外されていたが、９４年度から撤廃されることになったため、９５年１月１日を始期とした５年間の採用計画を作成して労働省に提出したと説明があった。公務員の場合に法律で定められている２％を目標にするとのことだが、９４年６月１日現在の雇用率は中学校で０．４１％、高校は０．７７％と、現状は目標と程遠い実態であることが明らかにされた。また、計画を裏付けるために必要となる、障碍を持つ教員に対する人的措置、補助機材導入のための経費措置の基準、施設設備の改善、一般職員に対する啓発等、私たちが「障碍保障」としている内容について、都教委内で案をまとめている段階であるとのことだった。

（２）異動に関する要望については、「異動要綱」に盛り込むことは要綱の性格上出来ない、校長の具申（裏書き）の中に個別の事情が正確に伝わるようにして貰いたいとのこと。また、異動が難しくなるからと、校長が裏書きに「障碍」の状況を書かなかったため異動カードが戻された実例を上げたところ、事実をきちんと書くように指導するとのことだった。

（３）大里さんの要望について

要配慮教員の「出口」について結果が出るのは１月中旬から下旬になるとのこと。担当の榎本管理主事は「来年度は定数に入れる。心障学級の担任もあり得る」と１１月の段階で言っていたが、正式には１月の審査会を経て決定するとのことである。来年度、心障を受け持つことになった場合の持ち時間の軽減や、ワークアシスタントの配置に関する要望書を渡し、１月中に榎本氏と直接話し合いの場が持てるよう要請した。

（４）大葉さんの要望について

異動希望については、校長の具申を待って決定することになるという、これまでと同じ回答。来年は必異動の年であり、希望する地域に数学の異動希望者もあるということなので、実現を強く要望した。また、コンピュータ関係の視覚障碍者用機器の一覧を示し、公費での購入を要望した。

（５）栗原さんの異動に関する要望について

慢性関節リウマチによる膝関節障碍のため、異動先は通勤に負担のかからない地域の学校で家庭科専科の担当を希望し、これらの条件が満たされない場合は現任校に残ることを改めて要望した。

（６）大野さんの要望について

障碍の状況と職場内で配慮して貰いたい事柄を再度校長に話し、校長から職員にきちんと伝えて理解を得ることが必要であると確認された。また、障碍のある教員に対する配慮について、一般論にはなるが、地教委との会議の場で話したいと小田原課長が答えた。

（文責　坂西）

資　　料

１　京都府教育委員会への要望書　14
２　東京都文教委員会への「お願い」　16
３　参議院議員　八代英太氏への要請書　18
４　都教委交渉　１０月２５日協議事項　19
５　都教委交渉　１２月１３日の話し合いについて　21
６　大里教諭の９５年度配置に関する要望　23
７　大葉教諭の移動に関する（都教委職員課長への）要望書　25
８　榎本管理主事への手紙　26
９　大葉利夫教諭の障害保障の実現に向けてのお願い（都高教委員長宛）　27
１０　大葉教諭移動実現へのご尽力の要請（都立東村山高校長宛）　29

京都府教育委員長
森田　嘉一　殿

１９９４年１０月１２日

「障碍」を持つ教師と共に・連絡協議会
代　表　大　葉　利　夫

要　望　書

本会は、障碍（身体障碍および慢性疾患等）があっても教師として働き続けること、そのために必要な労働条件を「障碍保障」というかたちで制度化して行くことを目指して、１９９１年１０月に結成されました。

その後、東京都教育委員会に「障碍保障制度要綱」（添付資料）として要望書を提出するとともに、現実に障碍を抱えながら勤務している当該教師の具体的な要望についても話し合いを重ねて来ました。その結果、視覚障碍教師に対する持ち時間の軽減、人工透析を受けている教師に対する勤務時間内通院の保障など、制度が整備される以前においても、緊急に必要とされる対応に関しては都教委の理解を得て要望が認められて来ました。

また、文部省に対しても、「障碍保障」の制度化を求める１０万を超える署名（添付資料）を本年９月７日に提出しています。

さて、今回、突然ではありますが貴教委にこのようなかたちで申し入れをさせて頂いたのは、本会の会員でもある京都市立滋野中学校国語科教諭辻範子さんについて、緊急に要望したい事情が生じたことによります。

辻さんは、１９８９年１０月に心房中隔損傷の手術後、その後遺症によって休職し、去る８月１日に復職しました。しかし、現在でも心室性期外収縮の後遺症が残っており、そのため疲労が続くと不整脈の発作が起きるなどの症状が出ています。現在、辻さんは週２０時間の授業を受け持っていますが、健康な人なら問題なくこなせる時間数であっても、心臓に障碍のある辻さんにとっては非常に負担が大きく、現実に不整脈の発作が起き薬で抑えている状態です。

私たちは辻さんの緊急な要請に応えて京都市教育委員会に要望書を提出し、９月９日に話し合いの場を持って頂きました。具体的には持ち時間の軽減（１５時間程度にする）をお願いしたわけですが、市教委としては「制度がない」との理由で要望は受け入れられませんでした。また、その際、「府教委に行って話をしてくれ」と、問題のたらい回し的発言もありました。辻さんの現在の状態は、制度ができるまで待っていられる余裕はなく、このままでは教師を辞めざるを得ない状況に追い込まれることは明らかです。

辻さんのように中途で障碍を持った教師は、働き続けたいと言う意欲があっても、健康な頃と同様の仕事量を要求されるため無理をして身体をこわし、多くはやむなく退職せざるを得ませんでした。障碍者が働くことのできる環境が、学校現場では全くと言っていいほど整備されていません。法律で定められている障害者雇用率も守られていないのが実態です。

そのような中でも、東京都においては本会との話し合いにより上記のような具体的対応がなされ、大阪府や新潟県などでも常勤講師の配置等の措置が行われています。障碍があっても教師を続けられるかどうかは教育委員会の姿勢いかんに関わってくるのです。

辻さんが心臓に障碍を抱えながらも教師を続けて行くために、本会として下記の２点を貴教委に要望致します。辻さんが置かれている状況に、ぜひ、ご理解とご配慮をお願い申し上げます。

（１）持ち時間を１５時間程度に軽減して頂きたい。
（２）来年は強制異動の対象となるが、通勤の負担を避けるため、現任校に残すか、異動する場合でも通勤時間が３０分以内の学校にして頂きたい。

なお、以上の２点については文書による回答をお願い致します。

〈連絡先〉
〒１８３　東京都府中市朝日町１－１５－２６大葉方
「障碍」を持つ教師と共に・連絡協議会
専用電話・ＦＡＸ：０４２３－３６－７０１２

東京都厚生文教委員会　　１９９４年１０月
委員長　下村　博文様

「障碍」を持つ教師と共に・連絡協議会
代表　大葉　利夫

お　願　い

突然のお手紙、ご無礼をお許しください。

私達は在職中、不運にも病気や事故で障碍や難病を持ってしまった教師とその支援者の集まりです。会員は全国にまたがり、幼稚園から大学まで幅広くおります。

去る７月１２日、奥山東京都議会議長に「障碍保障制度」確立要求の署名６万６千人分を添えて請願致しました。

（ＮＨＫを始め、朝日・読売新聞などで既報済み）

私達の職場である教育現場では障碍を持ちながら教師を続けていくことは大変な困難を伴います。健常者と同じように１００％の仕事をこなす事を要求され、無理を重ね限界まで働くか、生活への不安を持ちながらも退職せざるを得ない状況に追い込まれるかのどちらかです。

慢性的な忙しさ故、同僚間で支え合う気持ちは有っても殆ど不可能です。

特に教育現場では障害者の雇用率も低く、新規採用は殆ど有りません。又、中途障害者に対しても特別の配慮は有りません。

国連障害者年１０年でいわれた障害者の「完全参加と平等」の実現とは程遠いのが現実です。

―― 私達は障碍があっても教師として働き続けたい ――

しかしながら働き続けるためには障碍に応じた何等かの対応が成されない限り困難です。行政側では制度がないため、障碍に応じた有効な手立てを取ることができません。

そこで私達は「障碍保障制度の確立」に向けて署名を全国的に展開しました。仕事と障碍を抱えながら友人・知人を頼り、街頭に立ち１年以上を費やしました。まず、首都東京からということで全国の仲間も応援してくれました。

夢の実現の為に皆、歯をくいしばり頑張って来ました。

９月には１０万５０００人分の署名を文部省にも提出しました。

「障碍」を持つ教師が当たり前に存在するような学校 ―― ノーマライゼーション ―― の理念を学校現場で実現していく事が私達の目標です。その事は又、子ども達の教育にも大きな意味を持つ事になると思います。

しかし、この請願が採択されるためにはまず、貴委員会で検討されなければなりません。全国的に署名を展開する運動は私達のとって最初で最後の機会かと思います。

私達の夢実現の１歩が少しでも前進しますようにご検討いただきたく、心よりお願い申し上げる次第です。

尚、別添の文書は趣意書と署名用紙の見本です。

１９９４年１０月１１日

参議院議員
八代　英太　殿

「障碍」を持つ教師と共に・連絡協議会
代　表　　大　葉　利　夫

日頃より本会に対する御理解・御支援を頂き誠に有難う御座います。さっそくではありますが、本日次の二点につきお願い致したく思い筆を取りました。急ぎのためＦＡＸでお送りする事をお許し下さい。

１．本会の都議会への「請願」について

去る７月１２日に、都議会議長宛に、六万六千余名の署名簿を添えて「請願」を提出致しました。請願の主旨が達成される為には、「自由民主党」都議会議員の力を得なければならないと常に考えて参りました。残念ながら直接のつながりも無く、ご協力のお願いを出来ず、月日だけが経過してしまいました。誠に勝ってなお願いではありますが、本会に厚い御理解のある先生のご協力を頂く事により、議員の方との直接のコンタクトを取れる状況をお作り頂ければと願う次第です。

２．京都府教育委員会への働きかけについて

本会の目的達成の為には、全国の都道府県全てに対して働きかけが必要な事は明らかであります。本会の力量としましては、現在の所東京都に対してが精いっぱいであす。しかし今回９月に入って入会した、心臓に障碍を持つ「京都市立滋野中学校国語科教諭、辻範子（４５歳）」は、この８月に５年間の闘病の後復職にこぎ着けましたが、復職即健常者勤務の困難な状態にあります。本会としましては、９月７日に「要望書」を持って市教委の花嶋課長・薮田係長と協議を行ないました。しかしながら、「対応制度はない」「暫定措置も出来ない」の繰り返しで、らちが明きませんでした。

本会の主旨と当面の当該に対する対応を、京都府教育委員会に求める場が早急に必要でありますが、その場を設定する為には是非とも八代先生のお力がなければあり得ないと考えております。

以上二点とも誠に勝手で一方的なお願いとは存じますが、是非ともお聞き届け頂きお返事を頂ければ幸いと存じます。

1994年10月25日

東京都教育長
人事部職員課長
小田原　栄　殿

「障碍」を持つ教師と共に・連絡協議会
代表　　大葉　利夫

１０月２５日協議事項

日頃より本会に対する、貴教委の御理解御協力に深く感謝しております。今回も、貴重な時間を本会の為に共有頂けることは大きな喜びにたえません。

Ⅰ　全体

１　「障碍保障制度要綱」について貴教委での進行状況

２　「障碍者基本法」（1993年12月３日施行）をどのように受け止め、今後具体的にしていく日程的予定と、「障碍保障制度確立」をリンクさせ進めていく時期に来たことで「雇用確立委員会（仮称）」設立についてお答え頂きたい。

３　1995年度に向けて「障碍保障」に関わる「具体的予算要求」の内容を掲げいただきたい。

４　前回申し入れた教育長の「障碍保障制度」に対する考えをお聞かせ頂きたい。

５　「異動」に対する優先義務を「異動要綱」に是非盛り込んで頂きたいと改めて提案します。

上記１～３に対して統括者である教育長の考えをお聞きしたい。

II　個別

1　大葉利夫教諭（都立東村山高校、視覚）

ア　研究開発や資料収集による勤務内容の変更
　小田原職員課長も既に承知であったこの件が、現校長により「中止された」問題はどう取り組まれたか。６月30日現在では留目校長の態度は変わっていない。

イ　補助機器の別枠公費購入

ウ　ワークアシスタントの公費化

エ　通勤の負担と危険に対しての考え

オ　異動について

最　重点項目である。本人の「異動に関する事情」を参照されたい。

2　大里暁子教諭（品川区立城南第二小学校、人工透析および視覚）

来年に関しては、前回８月23日に一応の見解を頂き、今後の展望へ一定の前進を感じています。しかし、障碍を持つ教師が働く為の基本的対応は先送りになっており、誠に遺憾である。

９月の「区教委」の校内における「授業視察」はいかに「差別的」意味を持っているか、榎本管理主事および貴教委は理解していないと判断する。「理由」はあるでしょうが、これは明らかに「差別的」行為であることに気がついて頂きたい。その上で、今後の「障碍保障」を進めて頂きたい。

ア　定数外とするのではなく「定数をプラス」する事を検討して頂きたい。

イ　ワークアシスタントや研究開発の保障

3　栗原昌子教諭（足立区宮城小、慢性関節リュウマチ）

ア　勤務軽減（勤務時間・内容、持ち時間）

イ　勤務校（必異動と通勤）

4　大野　　教諭（品川区伊藤小、心臓弁膜症）

ア　障碍の状況

イ　職場での理解

III　その他

１９９４年１２月１０日

東京都教育庁
人事部職員課長
　小田原　栄　殿

「障碍」を持つ教師と共に・連絡協議会
代表　　大葉　利夫

１２月１３日の話合いについて

日頃より本会に対してご理解ご協力頂き、有難うございます。さて、１２月１３日の話合いの内容を下記のようにまとめました。双方で、事前検討を加えて、当日の会議が有意義なものとなることを希望します。

［１］全体

１．前回質問した次の事項について、教育長（教育委員会の統括者）の考え方を聞いて頂けたか。

ア．「障碍保障制度要綱」の進行状況

イ．昨年１２月に成立した障害者基本法をどのように受け止めるのか。また、それと「障碍保障制度化」をリンクさせて取り組む時期に来ていると思うが、どのような見通しをお持ちですか。

ウ．来年度に向けた「障碍保障」に関する予算化はどうなっているか。具体的内容を提示して頂きたい。

２．去る１１月９日に、文部省が各教育委員会を集めて、どのような話合いが行なわれたのか。また、その時提示された障害者雇用に関する基礎的な資料などあれば、ご開示願いたい。

３．障碍がある場合の異動に関しては、優先的に扱うことを「異動要綱」の中に盛り込んで頂くことを改めて提案します。

［２］個別

１．大里暁子教諭（品川区立城南第二小）

ア．来年度は定数の中に入ると聞いているが、具体的にはどこに配置になるのか

イ．城南二小の心障学級に異動が在ると言う事情から、心障学級に配置される可能性が高いので、その場合における、要望事項をまとめて提出したい。必ず、実現して頂きたい。

２．大葉　利夫教諭（都立東村山高校）

ア．異動について、本人の異動に関する事情を参照されたい。

(1)昨年坂本職員課長が、強制異動の年に当たる９４年度は異動を実現しやすいとの発言を得たが、具体的な対応としてどのように進めているのか。

(2)組合リストによれば、本人の希望している武蔵高校の数学に２名の転出があるということなので、優先的な異動の実現を要望する。

イ．補助機器の別枠公費購入

ウ．ワークアシスタントの公費化

３．栗原　昌子（足立区立宮城小）

ア．強制異動に際して、慢性関節リュウマチであることを配慮して、担任外で、通える範囲の近くの学校を希望する。

イ．上記の条件を満たす学校が無いときは、現任校において、家庭科専科を継続したい。

３．大野　喜美子教諭（品川区立伊藤小）

職場での障碍理解が欠けている状況なので、同僚の障碍理解を深め、軽減措置を取ることと、それを認めて支える職場の体制作りを意識的に進めることを要望する。

１９９４年１２月１３日

大里教諭の９５年度配置に関する要望

「障碍」を持つ教師と共に・連絡協議会
代　表　　大葉　利夫

（一）これまでの経過

◆９４年８月２３日の話し合いで下記の点を要望した。

①９５年度も、現任校で現在研修している中学年の音楽専科の勤務を続けたい。

②授業の充実や事務処理等のため、視覚障碍を補うワークアシスタントが必要。

これに対し、榎本管理主事より以下の内容の返答があった。

①「要配慮教員制度」の適用は３年が限度なので、来年度は適用を外す。

②普通校で働きたいという本人の希望を尊重する。

③何らかの人的対応措置は考えたい。

◆１０月２５日の話し合いには管理主事が出席出来なかったため、後日、事務局長の宮城まで連絡を貰えることになった。

◆１１月１５日に管理主事から宮城に電話で以下の回答があった。

①９４年度で「要配慮教員制度」から外す。

②９５年度は、加配ではなく教員定数内とする。

③ただし、現場のやり易いかたちをとりたい。

④心障学級の担任もあり得る。

（二）障碍保障について

以上の経過を踏まえて、もし心障学級の担任として勤務することになった場合には、以下の人的・物的配慮を要望します。

Ａ．人的保障

（一）障碍があるため、持ち時間数の軽減を要望します。

①体育（運動会、プール指導等を含む）や校外学習（遠足、社会科見学、歩行訓練等を含む）の時間軽減。

②月・水・金曜日の午後は人工透析のために通院している。

③視覚障碍のため、授業準備にかなりの時間を要する（対面朗読、点訳、テープ起こし等を含む）。

④現在の持ち時間は４時間であり、担任として２９～３０時間を一気に受け持つのは難しい。

（二）授業中および空き時間の授業準備等に、目の代わりをしてくれる人の配置を要望します。

（三）上記（二）の人的配置にあたっては、可能な限り教員資格を持つ方の配置を要望します。

Ｂ．物的保障

視覚障碍者が文書処理をする際に最低限必要な音声ワープロおよび点字プリンターの公費による購入を要望します。

１９９４年１２月１３日

東京都教育長
人事部職員課長
小田原　栄　殿

「障害」を持つ教師と共に・連絡協議会
事務局長　　宮城　道雄

大葉教諭の異動に関する要望書

都立東村山高校大葉利夫教諭は１９８９年１月に視覚障害の認定を受けてから職場やその他周囲の理解と協力を得ながら今年度まで教壇に立ち，働きつづけてきました．

この間にも，「調光機能」の悪化が進み，眼性疲労に悩まされ，何よりも通勤途上の危険を覚えながら，貴教育委員会に「授業時間の軽減」や視覚障害教師として生徒指導上必須の教材，教具の「研究開発のための時間保障」を訴えその要求の一部を認めて頂きました．しかし，大葉教諭の最も強い願いである，通勤途上の危険を回避したいという希望，即ちもっと危険の少ない，近い所にある高校に異動したいという希望は，申請７回を数えた現在も実現されていません．

本年は「必異動」の年にあたります．昨年，異動希望に関する要望書の中で，「調光機能」悪化の事情と眼性疲労からくる慢性的頭痛などの体調低下のため，異動の実現を特に強く貴教育委員会に要請しました．「特に」と申しますのは，通勤距離の非常に近い北小金井高校に数学科の異動希望があるのを確認したからです．しかし，残念ながらその希望は実現しませんでした．

本会では，大葉教諭が来年度が「必異動」の年でることと，現在の通勤途上の危険性が限界に達している事を重要視して，貴教育委員会に本年も大葉教諭の異動実現をさらに強く訴えます．武蔵高校で異動希望が２名出されていることも情報として摑んでいます．

障害者が働き続けられる「障害保障」の観点に立って，貴教育委員会が大葉教諭の意のあるところをご理解いただき，校長会などへの働きかけなど，施策を尽くしていただき，是非近距離の高校への異動を実現させていただきたいと望むものです．

敬具

東京都教育委員会
榎本人事部管理主事殿

「障害」を持つ教師と共に・連絡協議会
事務局長　宮城　道雄

謹啓

１２月１３日，私たちの連絡協議会は人事部職員課のご配慮によって，大里教諭（品川城南第二小学校）の来年度配置について話し合う予定ですが，１１月１５日に電話にて自ら本会にご連絡を頂いた榎本管理主事が出席できないとおききしましたので，大里教諭の配置に関して，どの程度具体的な対策が出てくるのか，一抹の不安を覚えています．年末にあたっていろいろご多忙中とは思いますが，ぜひ一度直接お目にかかって，お話をいただく機会を持ちたいと希望しています．私たちとしては，万障を繰り合わせても時間を割いていく所存でおりますので，この段，何とぞご勘案下さいますようにお願い致します

平成6年１２月１３日

１９９４年１０月２０日

東京都高等学校教職員組合
執行委員長　清水　泰岳　殿

「障碍」を持つ教師と共に・連絡協議会
事務局長　宮城道雄

大薬利夫教諭の障碍保障実現に向けてのお願い

日頃より本会の活動に御理解と御支援を頂き感謝しております。また、本会の代表である大薬教諭（東村山高等学校分会）の持ち時間軽減の実現、並びに９４年度の異動に向けて取り組んで頂いた事に対して御礼申し上げます。

さて、具体的なお願いをさせて頂きます。視覚に障碍を持つ大薬教諭が勤務を続ける為には、下記の様な「障碍保障」の対応措置が実現する事が必要であると考えます。既に６月３０日、本人作成の同種の要望書を携えて、分会で校長交渉が行なわれております。貴組合執行部におかれましても、この件について取り組んで頂き、都教委に対して働きかけて頂きます様に改めてお願い申し上げます。

記

要望事項

１．アシスタントの公費化
　ア．採点料等を私的対応から公的対応へ
　イ．ボランティアによる朗読や授業準備を公的に保障
２．障碍機器の別枠公費による購入
　例）パソコン、点字プリンター、タイプライター
　パソコンに関しては常時使用する必要があるので、早急に購入出来る様　にして欲しい。

3．独自開発の保障

ア．点字図書館等へ資料収集を含めた出張

イ．障碍機器やソフトの開発

障碍故に既成の施設や機器を使用する事は不可能であり、新規に開発する事情があります。通常の研修日たけでは処理しきれない量的内容であります。

4．異動について

ア．毎日交通事故等の人命の危険や乗り換えも多く、所用８０分の通勤問題があり、広島高教組に見られる様なタクシー配備等の具体的な改善策が必要であります。

イ．９５年度異動の実現

上記の問題点の解消には、自宅から近くへの勤務校の異動が是非とも必要であります。「異動が困難な時代」と言われておりますが、最優先課題として取り上げて頂きたいと考えております。

1994年10月31日

東京都立東村山高等学校長
留目　祐光　殿

「障碍」を持つ教師と共に連絡協議会
副代表　尾崎裕子

大葉教諭の異動実現のための御尽力の要請

日頃より本会の活動に御理解と御協力を頂いておりますことに対して御礼申し上げます。

さて、昨年の12月にも同様の要請を送らせて頂きましたが、結局大葉教諭の異動は実現できず、毎日大変な緊張を強いられながらの通勤が続いております。これで6回めの異動希望提出ですし、強制異動の対象者にも該当しておりますので、今度こそは、大葉教諭の希望している地域への異動を

何としても実現させて頂きたく、都教委へも、最優先に配慮して頂くように具申をして頂けましたら幸甚です。

通勤の事情からJR武蔵境駅より下りで、乗り換えのない高校（具体的には小金井北高校か武蔵高校）への異動を希望しております。いろいろと困難な事情もありましょうが、この希望が叶いますよう、格段のお力添えを切にお願い申し上げます。

焦点

「障教連にとっての学習会」

的野　碩郎

「障教連にとっての学習会」

ともに会員　　的野碩郎（視覚障害者）

「学習会やっぱり必要」なんて、一言口ばしったおかげで、重いテーマの原稿書きとなってしまった。もともと机上の作業より、表に飛び出して動いている方が好きな僕ではあるが、逆に知識の重要性や学習会の必要性という部分が、きっと僕に欠けているに違いない。

さて、障教連が学習会を持つようになったのは「自分たちの世界だけしか見えていない」というところからの提起ではなかったろうか。「障害をもって」この会に参加しているわりには「障害者差別」や「難病や慢性疾患」の実態をあまりにも知らなさすぎる。なかなか知ろうとしない。それだけ教師たちは忙しいのだろうか。なぜ他の世界を知ろうとしないのか。長年培った価値感に変化が起きることを恐れているのだろうか。しかし、「豊かな教育」「障害をもって教える」という前提のなかには、自ら体験することの重要性は絶対含まれていると思う。

いくつかの学習会を確かに組んだ。だが、結果は血や肉になるというりっぱなものでなく「時間がとおり過ぎる」だけのものになっていたことも事実である。基本的なメモをとることを「障害を持つ」ゆえににがてとする。あるいは面倒くさがる。

障教連という会にとって、最も必要なことは「当該のほりだしと、その立場の一刻も早い解決、そして長期的トータル的な会の位置ずけと展開」ということにつきると僕は思う。このテーマを担うには、あるいは参加するには、その当該のもつ現実的な立場や状況把握が大事。そこに学習会の位置ずけがあり、自信をもって立ち向かうことのできる自分を生み出せると思う。

よく障教連のなかで、担うことや参加することの限界がささやかれる。それぞれに職場があり、生活があり、家族があり、趣味もあれば、ほかに関わった活動もある。なによりも身体が心がしんどい。こう言い尽くしてしまうと障教連は動かないし、人まかせになってしまう。もちろんスーパーマンやスーパーウーマンになって障教連で行こうなんて、いってはいない。ほんの少し「差別」とたたかう姿勢と行動を打ち出すべきだと、僕はどんなときにも思う。

そこでわけのわからない学習会はやめよう。みんながわかる学習会をやろう。勇気や自信の沸く学習会づくりをやろうではないか。肝心なことは会員それぞれにとって楽しさが感じられなければならない。レポーターだけが疲れる学習会、義理で参加する学習会、それはなんとむなしいものであろうか。「世の中は変わって、学習会なんて」という声があちこちで聞こえてくる。確かにかたぐるしい学習会や集会には、参加者が激減しているのも事実である。それはそれで問題があると思うが、少なくとも障教連が作ろうとしている方向には、僕は学習会は不可欠なものであると言いたい。

では何をテーマにすればいいか、である。みんなが今、興味を持っているものは何か。そんな余裕も興味もないのだろうか。

とにかく、障教連の学習会を充実させていくには、いくつかのポイントがあるわけで、思いつくまま羅列しておこう。そして、学習会の必要性を強く訴え、障教連の発展の一翼になればと、思う。

1、なぜ、学習会をするのか

2、本当に必要なのか

3、みんなが興味をもつテーマか

4、「今」必要なテーマか

5、分かりやすい内容か

6、そのあとの行動の支えになるのか

7、行動を起こすにあたって勇気をふるい起こすものになるか

スクランブル
SCRAMBLE

故 浜道先生の御家庭を訪問(1994.8.19)の際、遺影の前で、前列左から二人目が浜道夫人。

細い道　その１

――1989年 4月から　1994年 6月18日まで ――

斎藤孝良

１９８９月４月に今の職場である寒川町立寒川小学校に赴任する。６年生を担任した。朝自習はできない。学習訓練は出来ていない。子供どうしの関係も集団としてではなく群れとしての行動であった。これらの実態が、生活をともにしていくうちに、だんだんみえてきた。

この子たちとは、１年間だけの勝負である。そこで、私は、次のような目標を自分自身に課した。「この子たちを、気持ち良く卒業させてあげよう。」ただこの一点である。授業を充実させる。子供のいたらない言動には、「心で泣いて、顔で笑う。」ということに努めた。６月には、生まれて初めて補聴器を購入して右耳につけた。２学期までクラスの集団を維持できれば、残りの３学期は惰性で流れていく。そして、気持ち良く卒業させてあげることができるのである。子供たちの様子も、１学期よりは２学期と、だんだんに良くなってきた。やれやれ一安心と思っていた１２月１６日に予期せぬ出来事が私を待っていた。私の居なくなった職員室で級外を含めた６年担任が、「斎藤は耳が悪いのではないか。」と言っていたという。この日から、私の悩みの多い無念の年月が始まった。

３学期になってからは、背後からわざと声をかけられたりして、耳の聞こえを確かめられたりした。職員室に入るのが、ためらわれる気持ちになったこともあった。３月に行なわれた学習発表会では、自分たちの持っている能力を力いっぱいだして歌を歌い、笛の合奏をした。私の個人的な問題とは別に、この子たちは、気持ち良く卒業していった。

１９９０年度は、３年生を担任した。新採用からこの年度までの受け持ち学年は、３．３．２．６．５．６．１．２．５．３．４．１．２．６．３年生である。３年生を受け持つと、新採用の頃の純粋な気持ちに、教師の原点にたちもどるのである。新鮮な気持ちで受け持ったのであるが、家庭訪問の時に、子

供の顔が浮かばないのである。親と子供のことで話しているのだが本人である子供の顔が思い浮かんでこない。教育をしに学校に行っているのだが、自分自身の耳の聞こえのことで頭がいっぱいだったのである。教師生活１５年であるが、こんなことは初めてのことである。それでも、この年の１学期までは自分の教育信念に基づいての発言は職員会議でも言っていた方である。運動会も終わり、１０月になって私は校長のもとを訪ねた。「耳が悪いので、配置換をしてほしい。」と言った。校長は「耳が悪ければ指導主事はだめ。教育相談員もだめ。」と言った。ろう学校への思いも強くなりはじめた私は、ろう学校への見学を校長に許してもらったりもした。また、町教委の好意もあって、私は、このまま寒川小学校でやっていくことを決めた。今にして思うと、この時の校長はいい人であった。「文明機器を使って、やっていきなさい。」と言ってくれたのである。

１９９１年度は、５年生を担任した。新しい校長が赴任してきた。この校長が指導主事だった時、１年生担任の私は、「花いっぱいになあれ」の研究授業をした。この人の授業記録をもとにして、私は実践記録を書くことができ、一冊の本の中にこの実践を発表することができた。ありがたい人であり、今、校長として赴任してくることに喜びを感じた。受け持ちの５年生の子供の前でも「斎藤先生は、いい先生だよ。」と言ったりしてくれた。味方になってくれるいい校長がきてくれたと本当にうれしかった。結局、この校長とは、まる４年現在まで一緒にやることになる（１９９４年度現在）。

しかし、自分の思いとは裏腹に、この校長とはうまくいっていない。

授業中に教室の床にねている男生がいたり、女生どうしのいじめがあったりで学級経営がうまくいかなかった。それでも、この年度の３月に、ある男生が「先生は６年生でも受け持ちになるのか。俺達のことが嫌いなら、受け持たなくてもよいけど。」また、ある女生は「Ａさんは先生のいない所で、Ｂさんに対してすごいことをしているんだよ。それを先生に言うと、あとですごい仕返しがくるから、誰もいわないんだ。」と言った。Ａさんに対しては、そのことをうすうす感じて、本人にも注意をしたりしていたのであるが、決定的な証拠

がなかった。どうして、はやくそれを教えてくれなかったのだと思ったりしたが、これらのことを言ってくれただけでも、私にとっては、せめてものなぐさめであった。

話は前後するが、９月に、校長に対して、次のように言った。「僕、やっぱし、ろう学校に行きます。」その理由として、次のように言った。

①耳の聞こえが悪い。

②子供のことで親と対立した時に、「やっぱり、耳が悪いとダメなんだね。」と、親に言われる心配がある。

③職場の先生方も理解を示してくれない。

それに対して、校長は、「昨年度の校長から、先生の耳の状態を聞いて、寝耳に水の話でどうしたらよいか判断に困った。」「将来は、しかるべきポストをと考えていたのだが、しかたがない。」「不本意な教師生活を送ることになるので、ろう学校へ転任希望を出すのもいいでしょう。」と言った。ろう学校への希望を出し、面接をし、結果は、不採用になった。

１９９２年度は、３年生を担任した。この頃から、イビキがなくなった。過去２年間、すごいイビキを夜中にかいていたと、妻が言っていた。やや気持ちの落ち着きが出はじめてきた。１学期のころは、クラスのある女生に「さいてい先生」と言われていたらしい。同じ３年生のちがうクラスの男生がそのことを教えてくれた。先生が元気なく教育をしていくのだから、こう言われてもしょうがないと思いつつ、自分をなさけなく思った。しかし、教育実践は、充実させていった。

２学期になり、運動会も終わり、また、人事異動の希望の季節になった。校長室によばれた私は、「ろう学校への希望は出しません。」と校長に言った。しかし、校長は、

「それは、だめです。出しなさい。」と言う。理由をきくと、次のように校長は言った。

①将来に心配がある。（耳のきこえの進み具合）

②将来、職場のみんなと一緒にやっていけますか。

ろう学校へ行ってもやっていける自信はあるし、このまま公立学校でもやっていける自信が交互しながら、結局、ろう学校への希望を提出した。結果は不採用になった。

２学期の半ばころ、私は給食の時間、椅子にすわりしままに窓ガラス越しに外の景色をみていた。ある男生が、「先生は何を考えているんだ。」と、悲しげな表情でささやいた。はっと我にかえった私は、やはり、教育は教師が明るく、元気に子供に接していかなければいけないのだと思った。

３学期早々、寒川町教育委員会教育長のかかれた「教育実践から学ぶ」の本を、校長が私に手渡した。教育長が私にとのことである。読後の感想を送ったら教育長からの返事がきたので、私は、自分の実践記録がのっている本を５冊送った。教育長からはそれに対する丁重な感想をしたためられていた。うれしく思った。

３学期の通信簿にはさまっていた校長のコメントは次のようであった。

> １年間ご苦労様でした。先生のきめ細かいご指導により、
> 子ども達は生き生きとすごしていたように思います。
> 来年度もよろしくお願いいたします。（　　）

１９９３年度、持ち上がって、４年生を担任した。寒川小学校に赴任して初めての持ち上がりである。新採用は、厚木市であるが、３．３．２年生と持ち上がりはさせてもらえなかった。相模川から西の方面に位置する厚木市は、校長の校内人事に対する発言力は、強かった。教師として、どのような実践をしていったらよいのか何もわからない私は、ある時、校長に「３年間が勝負ですよ。」と言われた。それでも何をしたらよいかわからない。教師２年目の時に、同学年の先輩の先生に教えられて、ＮＨＫで放映された「教育行脚」をみた。斎藤喜博先生との出会いである。これを境に私の教育人生は、まったく変わっていった。実践こそすべてであると思った。「今までできないものを、でかすようにするのが教育である。」「子供には無限の可能性がある。」すかっ

とした言葉が次々にでてくる。斎藤先生の書かれた本を、むさぼるように読んだ。教授学研究の会にも参加した。また、この会と関係のある学校の公開研究にも参加した。「子供には無限の可能性がある。」ということを、この目で、この耳で、はっきりと教えてもらった。

厚木市に３年いた私は、４年目に寒川町に赴任した。寒川町は、職員会議で校内人事を決めていた。余程のことがない限り、本人の希望はかなえられる。寒川町に異動しての初めての学校は、一之宮小学校である。ここに１０年間在職した。６．５．６．１．２．５．３．４．１．２年生と受け持った。ほとんど持ち上がりである。２年間かけないと自分の教育実践はできない。しかし、今の赴任校である寒川小学校では、次のような受け持ち学年をもった。６．３．５．３．４．３年生。持ち上がりが、今回が初めてである。見方を変えれば、以前の私の状態に今年度はもどったと行っていいであろう。この子供達は、４年生になっても、私によくついてきてくれた。私の言っていることもわかってくれた。子供にとっては、先生が両耳に変なものをつけていても、一人の教師として認めてくれた。子供は、何の偏見も差別もなく人間を人間として受け入れてくれる気持ちを持っているのだと思った。この学期の通信簿にはさまっていた校長のコメントは次のようであった。

> 一学期間おつかれさまでした。一人ひとりに的確なご指導をいただき読ませていただき嬉しく思いました。
> 「はてな帳」のとり組み、個性や作文力の向上に大きな力となりますね。　（　　）

２学期の授業参観後の懇談会で、ある親が次のようなことを言った。「子供達の学力が落ちているのではないか。他のクラスは、宿題が毎日あったり、お残り勉強もあるときいています。」

「学力が落ちているのでは。」という言葉は、教師生活１８年で初めてきいた言葉である。この親が何を考え、何を根拠にこう言っているのか、私にはわかりかねた。ただ、私に言えることは、学力は授業を充実させてつけるものであるということである。今日の授業でも、子供の考えを出させ、これをもとにして授業を組み立てた授業である。教師の一方的な教え込みの授業とはちがうということを親にわかってもらった。そのうえで、宿題を出すことは教師にとっては、意図も簡単なことであることをわかってもらうことに努めた。どうしても宿題を出さなくてはならないと考える時は、授業をやっていくうえで、どうしても必要な時に出しますと答えた。各教科を例にとり、具体的に宿題の出し方をのべた。この親も、他の親も理解を示してくれた。

１０月になり、人事異動の季節になった。私は、ろう学校への異動書類をもらったが、出さなかった。私は、「このまま、寒川町の教育のために定年までやっていきます。」と、校長に言った。校長は「出来れば、その方がいいんです。補聴器をつければやっていけると、委員会に言っておきます。」と言った。この日より、少し前に、同僚のＣ先生と居酒屋で飲んでいたら、あとからきたらしいのだが、他の同僚のＤ先生と委員会に入っているＥ先生もそこにいた。席を同じくして飲みなおして話をした。Ｄ先生はこの席で次のように言った。「斎藤さんも人がいいなあ。校長はあんたのことなんか、なんにも心配していないよ。コケにされているんだよ。」「２年間、ろう学校へ希望を出していて、それで通らないなんておかしいじゃないか。県の教育委員会の障害児担当の先生を知っているけど、斎藤さんのことなんか知っていなかったよ。校長に異動させようとする気があれば、当然、話は伝わっているはずだ。」「今、ここで話しているのが聞こえているんだろう。耳が悪いからろう学校へというのがおかしい。男だったら、あと２年ぐらいはこのままやっていったらどうだ。」Ｄ先生の裏話をきけたこともあり、また、このクラスがだんだんに良い方向にむかっていることもあって、ろう学校への異動希望をやめたのである。

２学期の通信簿にはさまっていた校長のコメントは次のようであった。

> ２学期もあと一日となりました。熱心にご指導、本当にご苦労さまでした。あゆみ、一人ひとりにあたたかい言葉をかけて下さり嬉しく思います。どうぞ、よい冬休みをすごされ、三学期でもまたよろしくお願いいたします。　12/22（　　）

ベトナムから移住してきたチュンという男生がいる。この子は、大和定住促進センター（1991.6.24 ～10.26)、大和市立南林間小学校（10.28 ～11.15 ）、寒川町立一之宮小学校（11.16 ～1992.3.31 ）、そして、寒川小学校３年に編入した。そして私と一緒に勉強することになり、４年生でも一緒に勉強することになった。３年の時は、クラスの子と、高学年の子と、よくけんかをした。肌の色はちがい、顔のつくりもちがい、発音もちがい、年齢もちがう。偏見に満ちた日本の子供たちの視線にたえられずに、けんかという行動をとっていたと思う。私は「けんかの強さよりも、心の強さを持ちなさい。」と、チュン君に、４年生になってから良く話すようにした。そして、１１月。「この頃、けんかをしなくなったみたいだね。」とチュン君に言ったら、チュン君は「けんかは、ばからしい。」と明るい人なつっこい眼つきで話してくれた。「おまえ、えらくなったな。さすがお兄さんだね。」と私は心からほめてあげた。

チュン君を含めてクラスのみんなは、先生が耳が悪いことを知っている。耳の中に補聴器をつけていることも知っている。しかし、私は、あえて耳の悪いこと、補聴器をつけていることは子供達にいっていない。休み時間にこのことを尋ねる子がいる時は、「みんなの声がよく聞こえるように、つけているんだよ。」と、正直に言えるようになった。先生が耳の聞こえが悪くて補聴器をつけていても、子供達は素直に先生を受け入れてくれる。

４年生も終わりにちかずいた３月に「斎藤先生」という題で作文を書かせた。チュン君は次のように書いていた。

先生のこと

ディン・ホアン・タン・チュン

三年のときは、さい藤先生のことがこわかった。なぜかというと、２０分休みの時キックベースをやっていてチャイムがなっても帰らないかったので、先生に完全に怒られてなぐられた。とってもこわかった。ベトナムでは、だれも頭はぶたない。ぼくのお父さんもおしりはぶつけど頭はぶたない。だから頭をなぐられたのがいやだった。

三年生の終わりは、四年生になったら斎藤先生がいいなと思いました。斎藤先生は授業がおもしろかった。それに、いろんなことをおせてもらった。将棋をやったり、ちょっと教えてもらったり、給食をいっしょに食べたりしてとてもたのしかった。

五年生になっても先生に会いたい。先生も元気でいってください。ぼくも五年生になったらがんばります。先生、いろんなことを教えてくれてありがとうございます。

教師は授業を充実させることによって、子供に責任をとっていく。そして、その次に、子供がかわいいと接していけば、子供は、どんな教師であっても、受け入れてくる。人間と人間の信頼関係は、心と心のぶつかりあいみたいなものである。世の中では、今の子供を何だかんだといっているが、私からみると今の子供は、信用してつきあっていけるに値すると思っている。

１９９４年度、３年生を担任する。寒川町は、５つ目の小学校として、南小学校を開校する。南小学校の初代校長は、寒川小学校の校長がなるとの声が校内で多かった。なにしろ、丸３年もいたし、他の学校の校長は、１年前に異動したばかりである。校長在職期間からいって、この校長が南小の校長になると思っている人が多かったはずである。しかし、この校長は、寒川小学校で４年目をむかえた。私もこの校長と４年目のつき合いをすることになった。

２年前に３年生を持った時の落ち込んだ気持ちとはちがい、４月当初から、明るく、爽やかに子供の中にとび込んでいった。

６月５日（日）朝日新聞に「筑波大付属盲学校・教員採用で視力制限」の記事が出た。差別と偏見に悩まされ、自分の人生をも見失いかねない状況においこまれていた私は、わがことのようにこの記事を読み進めた。すると、最後にこんなことが書いてあった。＜自ら視覚障害のある都立東村山高校教諭で、「『障碍（しょうがい）』を持つ教師と共に・連絡協議会」代表の大葉利夫さんの話＞。こんな協議会があるのを初めて知った。さっそく、新聞社に電話をし、東村山高校の電話番号を教えてもらった。東村山高校からは、大葉先生の自宅の電話番号を教えてもらった。そして、大葉先生宅にはじめて電話をした。電話の声の主は、落ち着きはらった明るくハキハキと論理整然とした話し方の人であった。障碍を持っている教師の悲運な実態、教員は教壇でしか仕事ができないことなどを話してくれた。私は、教員が出来なくなれば他の事務職でもさせてもらえるだろうと思っていたのであるが、大葉先生の話をきいて、このとても暗い気持ちになった。現実は、こういうわけだったのかと、はじめて知った。住所、氏名、電話番号、勤務校をおしえて、私は「障」教連に入会した。しばらくたって「ひとすじの白い道」が送られてきた。「ひとすじの白い道」には、障害を持って教師としてやり続けていくためには実に厳しい現実があることを知った。この現実の厳しさ、恐ろしさのために、どうしてもその先読み進めることができなかった。読み進めることが、とてもこわかった。本当にこわかった。自分の置かれている立場を考えると、こうした現実を知らない方が幸せだと思ったりもした。しかし、障害をもってしまった教師に対する、行政側の考え方、対応のしかたをはっきりと知っておかなくてはいけないと思った。こわさに目をつぶらずに、そのこわさをはっきりと目をみひらいて見つめなければいけないと思ったりもした。そして、６月１８日（土）の「障」教連の定例会に初めて参加することになった。

会員になって

宮澤栴二

この度、新会員にしていただきました。埼玉県で高校英語教師をしています。今年のはじめに眼の異常に気ずいて、その結果、低眼圧緑内症の診断をもらいました。いやなものをもらったなくらいの気持ちでしたが、そのご次第に不安になってきました。知識もふえ、その他の体の不調もでてきて、そして主観的ではありますが、見えにくさが徐々に増しているように思ったからです。一人で　気にしていると不安はさらに大きくなっていきます。

新聞で障教連のことを読んで、皆さんはどうされているのか知りたくなってすぐに夏合宿を見学させていただきました。そこで知ったことは、私には、大変な驚きでした。障害を持った先生方が、屈することなく働き続けられ、他人の障害に手を貸され、さらに社会的活動として実践されていました。しかも、皆さん、とても元気で快活に頑張っておられました。気持ちの滅入っていた私には良い教訓でした。

いまの私は灰色ゾーンに居て、今後のことは不明です。いたずらに取り越し苦労するのも愚かです。かと言って、一度不安の中で過去と未来のことを検証してしまったからには、前のようにのんびり生きてもいけません。今出来ることに真面目になり、仕事に自覚的に打ち込んで、出来れば病気と上手につきあってゆきたいと思います。とても皆さんのようにはいきませんが、試行錯誤しながら頑張りたいとおもいます。どうぞよろしくご指導ください。

スクランブル投稿

1994.8.29

目の黄斑部変性症になり気持ちが落ち込んだ私

大林　昇

新しく「障」教・連に入会させていただきました者でございます。私は昨年秋、突然左目の見え方が異常になり（新聞の字が読めない、直線のものが曲がって見える、視野がやや暗くなり、物の輪郭がきらきらする。病気の目に鈍痛があり涙がでる。矯正視力が０．３～０．４におちた。）、そして眼科で診てもらったところ、黄斑部変性症（膜が張ってしわができる）で治らないと診断されました。これを聞き動転して不眠症にかかり、うつ病も併発して落ち込んだまま現在に至っています。発症以前はいそがしい毎日で、年齢（６１才）のわりには元気に仕事で東京－福岡を飛んでいましたのに、今は気力がいっぺんになくなり、食欲もなく、立っていることもむづかしいほど弱ってきました。とくに、これから仕事（教職）や生活ができるだろうかと、不安でなりません。人様との付き合いもできなくなりました。眼科の先生は「あなたの目はすこし早いが老化現象だから、現代医学では治らない、世代交代は世の常だから老化を悩むのは無駄である。目を気にしないでいまできることから生活するのが、最善の策だ。」と言われるのですが－。

目のﾊﾞﾗﾝｽが狂ってきたので見ることが安定せず苦しいのです。昔の目のよかったときの楽しい景色が走馬燈のように思い出されて、いまの見え方に涙ぐむのです。そして？がついに迫ってきたかというおもいにかられます。あらぬことさえ瞬間的に実行しようと何回か興奮しました。

’神は非情である－私に最も必要な目をとりあげるとは、－この世は非情である－働いて働いてその末に待っているのは病と老いだけだ－と嘆いています。。’（私は子どものときから強度の近視でしたから、この病気になりやすかったかもしれませんが。）

私の目の現実はいくら悩んでも医学的には改善されない病です。
そこでお願いです。私と同じ病名の方がもしおられましたら、どうか気の弱い私に体験談や指針を与えてください。そして黄斑変性の目の養生と生活の仕方をどうか教えてください。（VitaminB_{12}と血管拡張剤Kallikreinを飲んでいますが、気休めです。）字の見えない恐ろしさと不安に、わらをもつかむ思いです。この病気にならなければ、まだ働けるのにと残念でなりません。

私の目は気持ちをかえるしかないのです。気持ちを変えても見え方の不便はのこりますが。気持ちを変えることにより、この目で生活や仕事ができるようになるものなのでしょうか。皆様から貴重なご経験を教えてくださるよう、どうかお助け下さい。

住所　１９２八王子市久保山町１－９－３－４０１
ＴＥＬ．０４２６－９２－３３７２
ＦＡＸ．０４２６－９２－０１７７
大林　昇　　（天のお声を切望しています。）

日溜り

初日浴びひときわ高き鳥の声（若葉）

今年の元旦は小春日の暖かい晴れた一日であった。今年は気を楽にしてやろうと思う。それにしても、昨年の中学生のいじめ事件は大変心が痛んだものだ。大人や教師たちはいじめられる側にも問題があるといって言い訳をするが、それは自分たちの無力からでたことばだ。いじめの問題は、教育の根本に関わる。人間としての生きかたを土台にして教育していない証拠である。再び大河内くんのような悲劇を繰り返さぬように肝に命じて生命を大切にする教育を定着させていきたいものだ。無力なものや弱いものは強者をいじめることはできない、いじめられることは多い。わたしたちも弱さに負けぬように協力しよう。

なぜ、日本人は異質なものや立場の違う意見や様々な個性を認めたがらないのか。一様なもの、画一的なもの、多数（強者）の集まりを無批判に受け入れるのか。民主主義とは、健常者も障害者もこどもも病者も年寄りも含めてみんなの意見を生かす工夫にあるはずだ。

障害のあるもの、小さいもの、年老いたもの、弱いもの、発展途上国の人々、皮膚の黒いものや黄色いものたちへ、差別をもって対する例は多い。

嫡子と非嫡子との差別。住民票や戸籍に書かれている家族の表記。現行では、遺産相続で「子」は嫡子の２分の１というこの差。自分の住民票によって結婚が成立しなくなる例は今でもある。やがて法律も少しずつ差別のないような形で改正されていくだろうが。

障害者雇用促進法を国は掲げてはいるが、まだまだ、目標には遠く、巷では罰金を払ってすませる例も多いと聞く。

わたしたち「障教連」の問題は、教育現場における雇用の実現である。障害をもつ教師のハンディキャップを具体的にどう保障するか、箇々の例（時間軽減、役割分担上の配慮、情報機器の設備化および研修時間の確保など。）を実現し、それを法制化することが今後の課題であると考える。

道は遠いけれど、おたがいに気楽にやっていこうよ。あまり力まず、いいかげんにせず。今年も手を繋いでおおいに語り合おう。人間としての暮らしを求めて。生命に関わる重い障害を背負って頑張っている人々と。（若松）

私と障教連

帝京大学法学部３年　桑原　崇

大学二年の前期も間もなく終わろうかという頃、私は自分の卒業した高校を訪ねた。用事も済んで、私はそろそろ帰ろうかと思ったとき、社会科のＳ先生が一枚の紙を示して署名を集めているから協力してくれと言い出した。何の署名か聞いたところ、障害を持っても教師として働く事が出来るようにするためだと言う。何でそんなことをするのかと更にたずねると、宮城先生が視覚障害者の認定を受けて、いろいろ大変だということを聞かされたのだった。

宮城先生の目が元々よくないと言うことは、高校時代に友人から聞かされて知っていた。だが、障害者になったという事を聞いて、「そんなに悪かったのか」と驚いた。しかしそれ以上に驚いたのは、そういう状況でも教師を続けていこうという先生の決意だった。私は、「大したものだな」と思う反面、「無理してるんじゃないか」と思ったのも事実だった（今から思えば恥ずかしいことだが…）。

意外な話に戸惑う私に、Ｓ先生はさらに、「今度、全国から宮城先生みたいな状況の先生が集まる会があるから、行ってみたらどうだ」とおっしゃる。障害のある先生たちで創った会があって、そこが年に一度の総会を開くらしかった。関心を持った私は、その会―障教連―に行ってみることにした。

その年の総会は中野のサンプラザだった。都教委との交渉が話題の中心で、ずいぶんと重い雰囲気の会合だったと記憶している。そんな中で、「全ての人が、当たり前に、共に、生きていく世の中を作ること（ﾉｰﾏﾗｲｾﾞｰｼｮﾝ）を目指す」という言葉と、そして、二次会での会員の皆さんの明るさが印象的だった。いろいろと大変なことも多いはずなのに、笑いを絶やさない人達だな、と思った。

それからしばらくして、私はまた高校へ行く機会があって、その場でＳ先生と感想を話し合った。その時私はＳ先生から入会を勧められた。福祉も、教育のことも分からない私が、何が出来るのか迷いもあったが、「僕たちは手伝いなんだから」というＳ先生の言葉を聞いて、入会することにした。

私が障教連の運営に関わるようになって、自分自身学んだことは権利のために闘う重要さだった。今まで、大学の講義で、権利の重要さについて学んできたけれど、どこか他人事としてとらえてきた。実際、自分自身権利を侵害されたとして、それを守るために闘う気になっただろうかと考えると、恐らく闘うことによって生ずるであろう様々な不利益を考えて、泣き寝入りという道を選んでしまったのではないかと思う。その意味で、障教連の先生方の態度は立派だと思う。

とはいえ、今の行政の態度を見る限り、障教連の抱える目標が実現されるまでの道のりはまだ遠いと言わざるを得ない。８０年代の「行革」の嵐以来の福祉後退の動きの中で、「障害を持っても働き続ける権利」を認めさせることは容易ではないだろう。しかし歴史を見れば明らかなように、労働者の権利も、社会福祉の権利も、かつては否認されていたものも、長い間の運動の力によって獲得されたものだ。権利は誰かが認めてくれるのを待つものではない。その主張を社会に広くアピールし、その正当性を認めさせる闘いを通して勝ち取るものである以上、困難な状況の中でも、一歩一歩目標に向かって行くしかないであろう。そして学生の私に出来ることは、限られているとは思いますが、できる限り皆さんのお手伝いをしていきたいと思います。

編集後記

宮城　道雄

障教連便りも今回で第８号です。署名活動を通して多くの新会員が加入しましたが、その人達の声を集めたスクランブルは読みこたえがあると思われます。会員の学校現場での姿を語る実践報告もこれからは載せて行ければと考えます。また、中途障碍ゆえの悩みや苦しみには共通の者があるようです。その解決策としては、自分の心の有り方を変えれば良いもの、職場環境や労働条件を変えなければならないもの等様々ですが、問題点を整理する機会にしたいものです。会員の抱える障害の種類も多様になり、それぞれに段階の違いがあって、お互いの障害をきちんと解り合う事が重要になり、それが共有化するために欠かせない課題になっています。各会員の苦しさと困難点を敏感に察知して、会として迅速な行動を起こさなければなりません。

文部省では公立学校の教員に対して、雇用鵜促進法の適用を「特例規定」を設けて除外して来ましたが、９４年度からは撤廃しました。教育委員会は、９４年度からの障害者の雇用計画を作成して労働省に提出させられたという事実が明らかになっています。この計画を具体化することが、今なさねばならないことです。

新会員の課題を各教育委員会に持ち込んで解決するための具体策を出させて行くことこそ、会が、現在真剣に取り組むべき事です。その対応措置を各地において積み上げて、障碍保障の制度化へとつなげて行きましょう、

編集委員会事務局
宮城　道雄　宅
〒３３９　埼玉県岩槻市府内１－３－５２
tel　０４８－７９７－１３２３